



保護

社援保発0106第2号

平成24年1月6日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長



### 東日本大震災により生活に困窮された方への支援の徹底について

東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについては、これまで「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」(平成23年3月17日社援保発0317第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下、「その1通知」という。)などにより周知し、各自治体におかれましては万全を期していただいております。厚く御礼申し上げます。

政府としては、東日本大震災発生以降、被災等により職や住まいを失った方々の住居の確保や生計維持など生活再建のための支援に全力で取り組んでいるところですが、本年1月中旬には雇用保険の失業給付の給付期間の延長措置(広域延長給付)による支給終了者が出始めることが予想されることから、各種施策を講じてもお生活に困窮する方が生活保護の開始の申請に至ることが考えられます。

このため、今般、下記のとおり、支援に当たって留意いただきたい事項を取りまとめましたので、各自治体におかれましては、都道府県労働局、ハローワークや産業政策担当部局とも連携の上、被災者への適切な支援に努めるようお願いします。

なお、本通知については、厚生労働省職業安定局とも協議済であることを申し添えます。

### 記

#### 1 生活困窮者に対する保護の適用について

雇用保険の失業給付の支給が終了した被災者に対する雇用支援については、「『日本はひとつ』しごとプロジェクト」フェーズ3(別添1参照)等により対応しているものの、就労できず生活困窮に至る方が生じることも考えられる。このような方で「就労の能力」や「就労の意思」を有し、現に就労していなくても積極的に求職活動等を行っているなど保護の要件を満たしていれば保護が適用されるので、以下の2~4に掲げる事項に留意の上、適切な保護の実施に努められたい。

#### 2 保護申請から保護適用までの対応

- (1) 今般の震災により本来の居住地を一時的に離れて遠方に避難している場合の保護の実施機関については、その1通知の1にあるとおり、本来の居住地に帰来できない等被災した方々の特別な事情に配慮し、避難先の保護の実施機関が実施責任を負い現所在地保護を行うこととしているので留意すること。



(2) 生活保護の決定に当たっては、被災した方々の状況を十分配慮し、申請権の侵害がないよう留意の上、急迫の場合を除き、通常の手順に従って必要な審査を行った上で、法定期間内での適切な処理に努めること。

特に、稼働能力については、実際に稼働能力を活用する就労の場を得られるにもかかわらず職に就くことを拒んでいる場合は保護の要件を欠くこととなるが、単に稼働能力があることのみをもって保護の要件を欠くものではない。このため、本人の生活歴・職歴等を聴取し、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行われたい。

(3) 被災した方々が本来の居住地に資産を残さざるを得ない場合等については、その1通知の2にあるとおり、被災者の特別な事情に配慮し、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第3の3に掲げる「処分することができないか、又は著しく困難なもの」として取り扱うこととしているので留意されたい。

### 3 保護適用後の就労支援の実施

雇用保険の失業給付の支給が終了したことを契機に保護の申請に至る方の多くは、「就労の能力」や「就労の意思」を有していると考えられる。このため、離職者である生活保護受給者が「就労の場」を得ることができるよう、就労支援員等による就労支援をきめ細かく実施するとともに、ハローワーク等と連携し、「福祉から就労」支援事業※におけるチーム支援やその他就労支援に関する自立支援プログラムなどを活用されたい。

なお、「就労の場」を得る努力をしない者に対しては、当該者の稼働能力や地域の雇用情勢等を十分見極め、法第27条に基づく指導指示を行う等必要な対応を行うこと。

※ 被災3県(岩手、宮城及び福島労働局)においては、平成24年度から本格的に本事業を実施

### 4 他法他施策等の情報収集及び情報提供の徹底

被災した方々に対する雇用支援については、『日本はひとつ』しごとプロジェクト」フェーズ3に盛り込まれた施策により対応することとしていることから、当該雇用施策の事業主体となる県や市町村の産業政策部局、ハローワークから情報を収集し、相談者に対し申請権の侵害がないよう留意の上、他法他施策に関する情報提供や活用を促すとともに、生活保護受給者への就労支援に活用するよう努められたい。

特に、生活保護の相談や申請を行ったものの、保護の要否を判定した結果、保護受給に至らなかった方に対しては、必要に応じ、求職者支援制度や生活福祉資金、住宅手当制度を紹介するとともに、預貯金等の資産の減少など状況が変化した際には速やかに再度相談に来るよう促すなど、懇切丁寧な対応に努めること。

なお、平成23年度第3次補正予算に計上された「被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業」において保護の実施機関に配置する「生活再建サポーター」は、何らか東日本大震災の影響を受けた生活保護受給者(保護の相談に来た者を含む)に対し、各種施策等の情報提供や手続き等地域の実情に応じた様々な役割を柔軟に行っていただくことを想定しており、それにより生活保護受給者への必要な支援を行き届かせることが可能になるとともに、保護の実施機関の事務を総合的に補完できるものであるため、積極的な活用を検討されたい。

# 被災した方々への雇用支援のご案内

## ～『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』

### フェーズ3(第三段階)～

#### 「日本はひとつ」しごとプロジェクト

東日本大震災などで被災した方々のしごとと暮らしを支えるため、厚生労働省（各都道府県労働局、ハローワーク、労働基準監督署）では様々な対策を行っております。

対策をさらに効果的なものとするため、自治体や関係団体との協力を進めています。

#### 『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』

政府の「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」は、各省庁を横断した被災者の就労支援・雇用創出に関する総合対策を「被災した方々のしごとと暮らしを、いわば日本中が一つとなって支えていく」という観点から、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』と名付け、強力に取り組んでいます。

今般、第3段階として第3次補正予算、税制改正による措置などによる雇用復興に向けた総合的な対応策を決定しました。



日本はひとつ  
しごとプロジェクト



厚生労働省

LL231121政01

# 1. 働く場の確保

## 雇用創出事業の拡充(雇用創出基金事業(重点分野雇用創造事業))

…県にご連絡ください!

### 被災地で安定的な雇用を創出します!

#### ■ 事業復興型雇用創出事業【新規】

##### 【制度概要】

産業政策対象となり、事業の再建・高度化、新規立地等を行い被災者を雇用する場合に、雇入れに係る助成金を支給する。

##### 【支援内容】

- ・事業の再建・高度化、新規立地など国や地方自治体の補助金等の対象となる事業を実施する事業所が雇入れを行う場合に支援を行う。
  - ・被災地で安定的な雇用を創出するため、「期間の定めのない」又は「1年以上の有期雇用で契約更新可能」な雇用が対象である。また、平成27年度末まで(24年度末までに事業開始した場合に最大3年間)支援する。
- ※被災した9県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域)が対象。

#### ■ 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業【新規】

##### 【制度概要】

都道府県や市町村は、基金を活用して、被災者の安定的な雇用の場を創る事業を実施する。地方自治体が民間企業、NPO等に委託して実施する。

##### 【支援内容】

- ・高齢者、女性、障害者など全員が活躍できるような雇用面でのモデル性がある事業で、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を実施する。
  - ・被災地で安定的な雇用を創出するため、「原則1年以上で更新可能」な雇用を対象とする。また、平成27年度末まで(24年度末までに事業開始した場合に最大3年間)支援する。
- ※被災した9県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域)が対象。

### 引き続き、被災地で当面の雇用を創出します!

#### ■ 震災等緊急雇用対応事業【拡充】

##### 【制度概要】

都道府県や市町村は、基金を活用して、被災者(3月11日以降の離職者を含む。)の当面の雇用の場を創る事業を実施する。地方自治体が、直接雇用のほか、民間企業、NPO等に委託して実施する。

##### 【充実した内容】

- ・第3次補正予算で基金を積み増す。
- ・事業の実施期間は平成24年度末までだったが、平成24年度中に開始した事業については平成25年度末まで可能とする。

# 1. 働く場の確保

## 被災した方(職のない方)を雇う際の助成金 ……ハローワークへ

ご連絡下さい!

【事業名】 被災者雇用開発助成金

### 【制度概要】

東日本大震災の被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、90万円(大企業は50万円)の助成金を支給する。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限る)

### 【充実した内容】

この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、助成金の上乗せ(中小企業は90万円、大企業は50万円)を行う。

【事業名】 実習型雇用支援事業(トライアル雇用)

### 【制度概要】

有期雇用の下で実習や座学による教育訓練等を行う事業主の方に対し奨励金(実習期間1人につき10万円×6か月、正規雇用へ移行した場合は更に6か月ごとに50万円(2回))を支給する。

### 【充実した内容】

被災した9県の企業が、被災した9県の災害救助法適用地域に居住するフリーターなどの求職者及び同地域の事業所を離職した求職者を雇用する場合を対象とし、地元での雇用を促進する。

# 2. 被災した方々と企業とのマッチング

## 関係者全体で求人情報の収集を強化

### 【制度概要】

自治体、国の出先機関、関係団体等が情報の共有化を図り、生活支援から効果的な就労支援までを一体的に図るため、都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する『「日本はひとつ」しごと協議会』を県ごとに設置し、以下について合意し、推進していく。

- (i) 復旧・復興事業の受注企業等の情報収集やとりまとめ
- (ii) 被災者、被災地の企業、資材の優先的な雇用・活用
- (iii) 復旧・復興事業・再建・新規立地事業所等の求人のハローワークへの提出
- (iv) 産業政策と雇用政策の連携

### 【充実した内容】

都道府県内にある関係団体等が連携することにより、求人情報を幅広く効率的に収集し、集約することにより被災された方の就労・雇用創出を促進する。

## 出張ハローワーク

…ハローワークへご連絡下さい!

【事業名】 仮設住宅等へのきめ細やかな出張相談

### 【制度概要】

ハローワーク職員が仮設住宅等に赴き、被災者に対して、メンタル面を含めたきめ細やかな職業相談サービスを届けるとともに、様々な機関の支援策を情報提供する。

## 2. 被災した方々と企業とのマッチング

### 被災地での復旧・復興事業、再建・新規立地求人確保、被災地以外でも求人確保(面接旅費・転居費も支援)

…ハローワークへご連絡下さい!

#### 【制度概要】

- ・被災地において、ハローワークと自治体、建設関係団体、商工会議所や農協、漁協など様々な機関とのネットワークを構築し、復旧・復興事業、再建・新規立地事業所等の求人や被災者のニーズに対応した求人を開拓する。
- ・全国のハローワークで、寮・社宅付き求人、被災者の雇入れを行う求人を確保する。
- ・仕事を探している被災者と人手が欲しい企業のマッチングを行う。
- ・面接旅費(広域求職活動費)・転居費用(移転費)を活用した遠隔地への職業紹介を行う。

### 離職者に対する公的職業訓練の拡充

…ハローワークへご連絡下さい!

#### 【制度概要】

##### ○公共職業訓練

主に雇用保険を受給できる求職者の方に対し、公共職業能力開発施設や、公共職業能力開発施設から委託された民間教育訓練機関等において、新たな知識・技能を身につけるための職業訓練を実施し、早期の再就職を支援する。

##### ○求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方に対し、民間教育訓練機関等において、新たな知識・技能を身につけるための職業訓練を実施し、また一定の要件を満たす場合には、訓練期間中の生活支援のための給付金(月10万円)を支給すること等により、早期の再就職を支援する。

##### ○建設労働者教育訓練等の拡充

震災によって離職や休廃業を余儀なくされた方々を対象に、建設現場で即戦力となり得る資格や技能など取得するための教育訓練を合宿形式により広域職業訓練施設(富士教育訓練センター等)において実施し、緊急的かつ集中的に建設技能労働者を育成する。(対象地域:岩手県・宮城県・福島県)

#### 【充実した内容】

##### ・フェーズ1、2で拡充

##### ○公共職業訓練

- ・被災した離職者向けに、災害復旧の仕事に就くために必要となる建設機械の運転の技能や知識を習得するための特別訓練コースを設定する。
- ・被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除する。
- ・被災した公共職業能力開発施設等の復旧を推進する。

##### ・フェーズ3で拡充

##### ○公共職業訓練

- ・被災地の復旧・復興や、今後、雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の公共職業訓練を拡充する。

##### ○求職者支援訓練

10月から開始した制度の訓練定員等を拡充する。

### 3. 雇用の維持・確保を目的とした施策

#### 労働者の雇用の維持を図るために

…ハローワークへご連絡下さい！

【事業名】 雇用調整助成金

##### 【制度概要】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、賃金や休業手当の費用の一部を助成する。

##### 【充実した内容】

被災した9県に所在する事業所及び当該事業所と一定規模以上の経済的関係のある事業所等(二次下請け等を含む)に対して、以下の特例を実施している。

- ①最近3か月としている生産量等の確認期間を最近1か月に短縮
- ②特例の支給対象期間(1年間)においては、これまでの支給日数にかかわらず、最大300日の受給を可能とする。
- ③被保険者期間が6か月未満の者も雇用調整助成金の対象とする。

#### キャリア形成促進助成金の拡充

…労働局へご連絡下さい！

【事業名】 キャリア形成促進助成金

##### 【制度概要】

事業主が従業員に対して職業訓練を実施したり、従業員の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練経費や訓練中の賃金などを助成する。

##### 【充実した内容】

被災地の復旧・復興のため、従業員の能力開発を行う事業主に対して、助成率の引き上げなどを実施する。また、被災地以外でも震災などの影響で生産量又は売上高が減少したことにより、新たな事業展開を行うために従業員の能力開発に取り組む中小企業事業主に対し、助成率の引き上げを実施する。

#### 成長分野等人材育成支援事業の拡充

…労働局または

ハローワークへご連絡下さい！

【事業名】 成長分野等人材育成支援事業

##### 【制度概要】

健康、環境分野および関連するものづくり分野(以下「成長分野等」)において、期間の定めのない労働者を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、Off-JT(通常の業務を離れて行う職業訓練)を実施した事業主に対して、事業主が負担した訓練費用を助成する。

##### 【充実した内容】

上記に加え新たに、

- ・東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず、OJTも含めた訓練費用を助成する。
- ・成長分野の事業主が、この分野以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、その労働者に職業訓練を行う場合は、労働者に仕事をさせながら行う訓練(OJT)も助成対象とする。
- ・県外の大学院などが行う高度な教育訓練を活用し、中核人材を育成する岩手県、宮城県、福島県の中小企業事業主に対し、訓練費用に加え、住居費を助成する。

### 3. 雇用の維持・確保を目的とした施策

#### 就職支援を行います

##### ■新卒者への支援

…新卒応援ハローワークまたはハローワークへご連絡下さい！

##### 【制度概要】

- ・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

まず有期雇用で雇用し、その後正規雇用へ移行する事業主に、有期雇用(原則3か月)の間は1人月10万円、正規雇用に移行し3か月後に50万円支給する。

- ・「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」

正規雇用して6か月経過した場合、事業主に100万円支給する。

##### 【充実した内容】

- ・フェーズ1で拡充

「震災特例専用求人」を提出し、被災した9県の災害救助法適用地域に居住していた3年以内未就職既卒者を雇い入れた場合、支給額の拡充と要件緩和を行う。

- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 : 正規雇用から3か月定着した場合に、60万円支給

- ・3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 : 正規雇用から6か月定着した場合に、120万円支給  
(雇用保険適用事業所単位で1事業所最大10回(震災特例対象者10人)まで)

- ・フェーズ3で拡充

被災地に係る特例措置は、平成24年度末まで、特例措置以外は、平成24年6月末まで対象期間を延長する。

##### 【その他の取組】

- ・被災学生に配慮する事業主を参集した「被災学生支援就職面接会」を交通費や宿泊費の負担が被災学生に生じない形で開催する。
- ・就職先が未定の被災学生等に、就職活動用の宿泊施設(労働大学校、国立オリンピック記念青少年総合センター)を無償提供する。

#### 就職支援を行います

##### ■農漁業者雇用支援事業の創設

…厚生労働省職業安定局雇用開発課

農山村雇用対策室へご連絡下さい！

##### 【制度概要】

- ・被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体等が雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を実施する。
- ・雇用する中高年齢農漁業者に該当講習を受講させる農業法人・漁業経営体等には、受講期間の賃金相当分として、受講者1人日当たり7千円を支援する。

#### 就職支援を行います

##### ■長期失業者支援

…ハローワークへご連絡下さい！

##### 【制度概要】

被災地等における長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者を対象として、公共職業安定所の職業紹介に加えて、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナー等を行うとともに、就職後の職場定着支援も行い、就職支援を総合的に実施する。



### 3. 雇用の維持・確保を目的とした施策

#### 就職支援を行います

##### ■障害者就労支援の充実

…ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、  
地域障害者職業センターへご連絡下さい！

##### 【制度概要】

##### ○「実習型雇用支援事業」

有期雇用(原則6か月間)として求職者を受入れ、実習・座学を通じて企業のニーズに合った人材に育成し、その後常用雇用を行う事業主に対して助成金を支給する。

\* 実習型試行雇用奨励金(実習時) 1人あたり10万円/月

\* 正規雇用奨励金(実習後の雇入れ時) 1人あたり100万円(半年後に50万円、さらに半年後に50万円)

##### ○「障害者就業・生活支援センター」

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を実施する。23年度3次補正予算により、岩手県・宮城県・福島県のセンターにおいて就業支援担当者の追加配置等を実施する。

##### ○「地域障害者職業センター」

障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価や職業準備訓練、ジョブコーチによる職場適応支援を実施。23年度3次補正予算により、岩手県・宮城県・福島県のセンターにおいて障害者の職場適応を支援するジョブコーチの増員等を実施。

##### 【充実した内容】

##### ○「実習型雇用支援事業」

被災した9県の災害救助法適用地域に3月11日時点において居住していた又は就業していた障害者について、被災した9県の企業での実習期間終了後に、正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充(支給回数を3回に増やし、150万円を支給する。

##### 【その他の取組】

- ・地域障害者職業センター(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉)に「特別相談窓口」を設置し、障害者や事業主に対し、被災後も雇用が継続されるよう相談・支援を実施する。
- ・障害者雇用納付金に基づく助成金の要件緩和や障害者の就労支援機器等の優先的な貸出しを実施する。

#### 失業手当について

…ハローワークへご連絡下さい！

##### 【制度概要・充実した内容】

- ・事業所が震災被害を受けたことにより休業や一時離職し、賃金が支払われない方々に、特例的に失業給付を支給する。
- ・福島原子力発電所の影響により、警戒区域、計画的避難区域(これらに含まれないが、かつて屋内退避指示地域、緊急時避難準備区域であった地域を含む)にある事業所についても、特例の対象となる。
- ・個別延長給付により延長される給付日数は原則「60日」となっているが、震災により離職を余儀なくされた方については更に「60日」延長できる。
- ・さらに、被災3県の沿岸地域、警戒区域、計画的避難区域の市区町村に居住する方は給付日数を「90日」延長できる。

## 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の概要

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
  - 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
  - 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。
- 
- 社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
  - 被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。

